

三条まつりの大名行列【5月15日開催】

八幡宮の春季大祭として催され、10万石の格式を持つ伝統行事です。

市議会のしおり



市議会のことについて、詳しく知りたいこと、わからないことがありましたら、
議会事務局までお気軽にお尋ねください。

三条市議会事務局

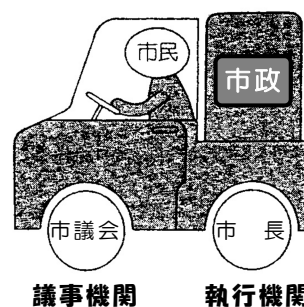
TEL 34-5583(直通)

令和5年4月1日現在

三条市議会事務局

○市政と市議会

市政に市民一人一人が参加し、意見や要望を反映させ、豊かな市民生活を築き上げることが、地方自治の本旨です。しかし、市民の市政への直接参加には制約があり、市民の皆さんが選挙で選ぶ市長や議員が市民の代表として市政に携わっています。



市長は市議会の意思に沿って住みよい豊かなまちづくりを進め、一方議員は市議会を構成して、市長が市政を進めるために必要な条例や予算などを決定します。このような働きから、市長を執行機関、市議会を議事機関と呼びます。両者は、対等の立場で、車の両輪のように均衡を保ちながら、互いにけん制し、また協力し合って、市政の発展のために活動しています。

○市議会の権限

市議会には、市の意思を決定する機関として十分な活動ができるよう、法律によっていろいろな権限が与えられています。市議会の持つ権限には、主に次のようなものがあります。

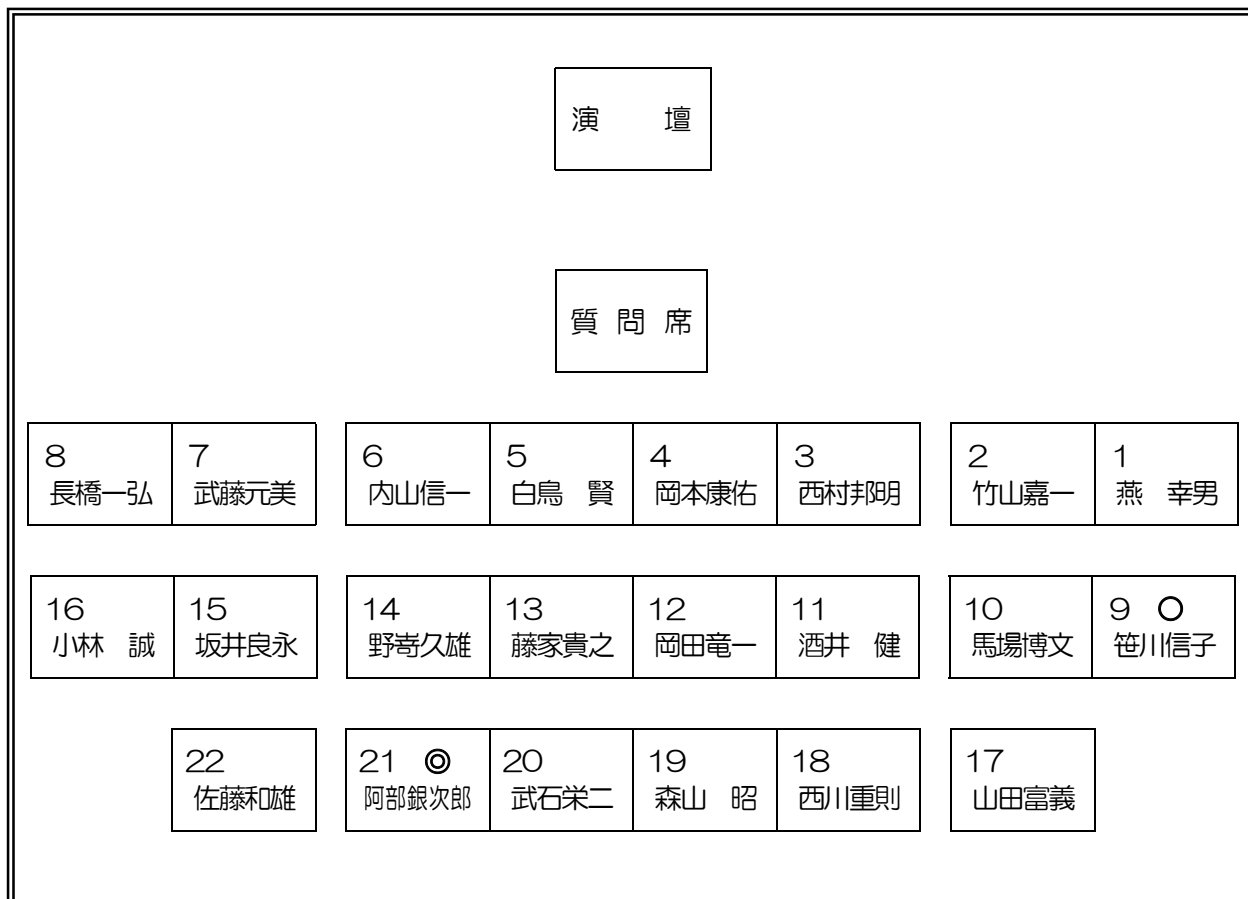
- ◇議決権 …最も基本的な権限で、市長から議案として提出される条例や予算などの案を審査し、可否を決定します。市長や教育委員会などの執行機関は、市議会の決定に従って市政を進めます。
- ◇選挙権 …議長・副議長や選挙管理委員会委員、一部事務組合議会議員などを選挙します。
- ◇検閲検査及び監査請求権 …市議会が市政を監視する方法の一つで、市の事務や事業が市議会の決定どおり執行されているか検査したり、監査委員に監査を求め、監査結果の報告を請求することができる権限です。
- ◇意見書提出権 …公益に関する事柄について、国会や国、県などに市議会として意見を表明できる権限です。
- ◇調査権 …議会が自主的に市の事務に関して調査することができる権限です。
- ◇同意権 …市長が副市長、監査委員、教育委員などを任命するときは、市議会の同意が必要です。
- ◇自律権 …市議会内部に関する規則や会議に関することを自主的に決定する権限です。
- ◇懲罰権 …議員が法律に違反し、規律を乱した場合、市議会が議決によって懲罰を科することができる権限です。

○議 員

市議会を構成する議員は、市民の選挙によって選ばれます。

議員の人数は各市町村が条例で定めることになっており、本市議会は22人と定められています。

また、議員の任期は4年で、現在の議員の任期は令和4年5月1日から令和8年4月30日までとなっています。



◎：議長 ○：副議長

○議長・副議長

議長・副議長は、議員の中から選びます。議長は、市議会を代表し、市議会の秩序を保ち、議事を整理し、市議会に関する事務を処理するほか、いろいろな会議に出席したり、他の機関と協議したりします。

副議長は、議長が病気や出張などで不在のとき、また欠けたときに、議長の代わりを務めます。



○会 派

本市議会では、会派制を採っています。会派とは、所属政党あるいは市政に対する考えや意見を同じくする2人以上の議員で構成する団体です。

また、各会派の代表者による各派代表者会議を設置して、議員間の様々な調整などを行っています。

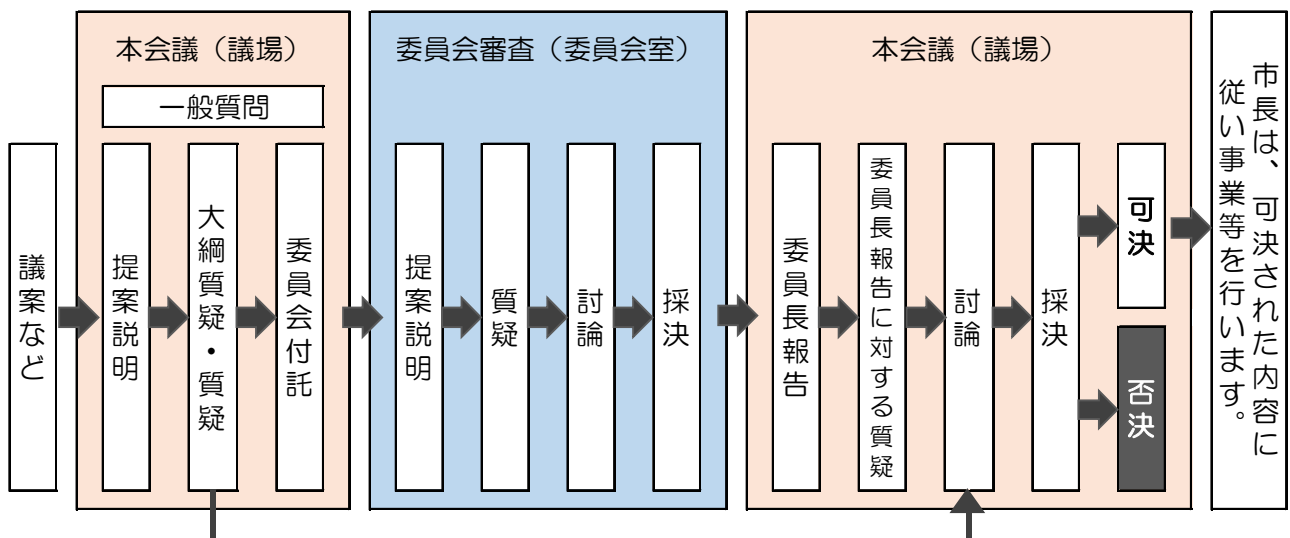
会 派 名	所属議員数	会 派 名	所属議員数
清 風 会	9 人	日本共産党議員団	3 人
自 由 ク ラ ブ	7 人	公 明 党 議 員 団	2 人
		計	21 人

※無所属議員 1人

○市議会の開催

市議会は、年4回、3月（予算議会）、6月、9月（決算議会）、12月に開くことになっています。これを定例会といいます。そのほか、必要に応じて臨時会を開くこともあります。いずれも市長に招集権がありますが、議長又は議員定数の4分の1以上の議員から請求があれば、市長は臨時会を開かなければなりません。

市議会に出された議案などは、開会から閉会までの会期中に次のような順序で最終決定が行われます。



※委員会付託が省略された場合は、直ちに本会議で審査

○本 会 議

本会議は、議案などを審議し、市議会の最終意思を決定します。原則として、議員定数の半数以上の議員の出席を必要とします。

本会議では、議案などの審議のほかに、市政全般にわたり市長や教育委員会などに事業の執行状況や将来計画をたず一般質問も行われます。



○委 員 会

市の行う事務に関する調査や議案の審査などを効率的・専門的に行うため、市議会が設置する審査機関です。

議案は、本会議で直ちに決定するものもありますが、市政の範囲が広く、内容も複雑なために、いくつかの委員会を設置し、それぞれ付託した上で審査し、最終的に本会議で決定します。

◎常任委員会……常に設置されている委員会で、予算・条例などの議案や請願などの審査を行います。本市議会では、次の3つの常任委員会があり、議員はいずれかの委員会に所属しています。

名 称	定 数	担 当 部 局
総 務 文 教 常 任 委 員 会	8 人	議会事務局・総務部・サービスセンター・会計課・選挙管理委員会・監査委員・公平委員会・固定資産評価審査委員会・教育委員会・消防本部など
市 民 福 祉 常 任 委 員 会	7 人	市民部・福祉保健部
経 済 建 設 常 任 委 員 会	7 人	経済部・建設部・農業委員会

◎特別委員会……必要なときに設置される委員会です。特定の案件について調査、検討を行います。

◎議会運営委員会……市議会の円滑な運営を図るために、議会運営委員会が設置されています。各会派の所属議員数などに応じて選ばれた委員で構成し、本会議の議事運営などを協議します。なお、定数は8人です。

○会議の傍聴

本会議・委員会・協議会は一般に公開していますので、誰でも傍聴できます。市政に対する関心を深めるため、また議員の活動を知るためにも、ぜひ傍聴にお越しく下さい。

ただし、16歳未満の人は、付添人が必要です。

本会議は市役所（三条庁舎）5階の議場で、また委員会・協議会は4階の委員会室で行われます。傍聴される方は、会議の当日、傍聴席入口の受付簿に住所・氏名などを記入してから傍聴席にお入りください。

傍聴のときに守っていただくこと

- ・傍聴席では、大声を出したり、拍手などをしないこと。
- ・話をしたり、笑ったり、騒ぎたてないこと。また、携帯電話の電源は切ること。
- ・鉢巻、腕章などをしないこと。
- ・病気など特別の場合で、議長の許可を得たとき以外はコート、マフラー、帽子などを着用しないこと。
- ・飲食や喫煙はしないこと。
- ・議長の許可を得ないで、写真撮影や録音などをしないこと。

※ 詳しくは、傍聴席入口の三条市議会傍聴規則を御覧ください。

○会議録の閲覧

審議の内容を知っていただくため、本会議録副本を次の施設に備えてあります。

- ・図書館・分館等

（図書館本館、栄分館、下田分館、嵐南公民館分室、漢学の里分室）

- ・勤労青少年ホーム（ソレイユ三条）

- ・市の情報公開コーナー

（三条庁舎3階、栄サービスセンター1階、下田サービスセンター1階）

本会議録副本とは……本会議での議員や執行機関等の発言が全て記録されているので、市がどのような事業を実施しようとしているのか、議員がどのように判断したのかなどが分かります。

- ◆本会議・委員会・協議会の会議録、本会議のインターネット中継は、ホームページから御覧いただけます。

三条市ホームページアドレス ⇒ <https://www.city.sanjo.niigata.jp/>

